

2024, VOL. 50, NO. 1

人間と環境

PEOPLE AND ENVIRONMENT

巻頭言

- 2030年までの石炭火力廃止に向けて、COP28からのメッセージ 竹濱朝美 1

研究ノート

- 米国における放置された廃止石油・ガス坑井からの温室効果ガス削減の取組
—米国NPOの調査事例を通じた環境問題への新たな取組— 富樫 親 3

国内外の環境問題のとりくみ

- 東京都特別区におけるSDGs未来都市
—自治体SDGsと持続可能なまちづくり— 飛田 満 14
- 台湾における一般廃棄物の処理・リサイクルの動向(I)
—地方政府への訪問調査をもとに— 北川秀樹 25
- 東京農工大学卓越大学院プログラム「国際交流ワークショップ」ドイツ訪問報告
..... 尾崎宏和・栗原謙治・柴田玲奈・野崎順・大津(大鎌)直子 31

本の紹介

- 原爆「黒い雨」訴訟 吉田充夫 36
- 会 報 41

日本環境学会

Japan Association on the Environmental Studies

[本の紹介]

原爆「黒い雨」訴訟

田村和之・竹森雅康（編）

本の泉社刊、2023年、3,000円（税込み）、ISBN978-4780722451

原爆「黒い雨」訴訟とは、2015年11月に広島地裁に提訴された被爆者健康手帳交付申請却下処分の取り消し及び同手帳の交付の義務付けを求めた裁判である。「黒い雨」とは広島・長崎原爆の核爆発の直後に形成された積乱雲から降った黒色泥状かつ油状の雨のことと言う。核爆発の火球内で発生した放射性物質を含む黒い微粒子を大量に含み、この雨に晒された多くの人々が外部被爆や内部被爆を受けた。

ところで、戦後日本は原爆被害に関し、原爆医療法、被爆者援護法を制定し、特定の地域を被爆者健康手帳の交付対象地域として認定し、被爆者支援を行った。この支援対象となる被爆者には当然「黒い雨」により被害を受けた人々も含まれる必要があるが、それは当時爆心地から一定の距離の区域（認定区域と呼ばれた）内にいた人々に一律に適用されるものであり、認定区域外で黒い雨の降った地域にいた人々には健康手帳の交付はなされず、必要な医療支援を受けることもできなかつた。これらの認定区域外の被爆者84名が原告となり、認定の拡大を求めて裁判を起こしたのが、原爆「黒い雨」訴訟である。

この訴訟は、個々の被爆者の救済を求めるだけでなく被害者の健康と補償に関する政府の責任を問う意味をもっており、被告は広島県と広島市であるが、厚生労働大臣も訴訟参加した。本訴訟は広島地裁の判決（2020年7月）で原告側が勝訴し、控訴審の広島高裁（2021年7月）でも原告側が全面勝訴し、政府の認定区域のみへの健康手帳の交付が不当であると判断し、認定区域外の被害者にも健康手帳を交付するよう命じた。政府は最高裁への控訴を取り下げ、判決を受け入れた。この訴訟の結果として、原爆被爆者への認識を深め、政府の被爆者支援策に対する再考を促し、黒い雨の

被害者に対する支援を拡大し、より多くの被爆者が健康手帳を受け取ることができるようになった。

本書は、以上のような訴訟の経緯を中心に、背景となった法制度と行政対応、被爆者のたたかい、「黒い雨」に関する科学的事実、今後の課題をまとめたもので、七名の専門家の論考から構成されている。それぞれの論文の概要は以下の通りである。

湯浅正恵氏（広島市立大学・社会学）による『黒い雨』問題とは何か－「科学的な線量推計」を中心にして』では、「健康被害を起こす放射線被ばく線量の閾値を100ミリシーベルト（mSv）と設定し、それ以下の線量では発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しい」という従来の推論にもとづく「科学的な線量推計」の妥当性について論じている。この推論にもとづき、広島での爆心地から半径2km以内の初期放射線到達区域の外部被ばく線量推定値をもとに、これまで被爆者の定義がなされてきた。しかしこの「科学的な線量推計」は「黒い雨」で起こるような放射性降下物の残留放射線による内部被ばくの健康影響は除外するという問題を含んでおり、内部被ばくを考慮の対象とした今回の判決はそれまでの「科学的な線量推計」にもとづく被爆者援護の基準と矛盾することになった。そのため、政府は2021年に上告を断念するにあたっても、『内部被曝の健康影響を、科学的な線量推計によらず、広く認めるべきとした点については、これまでの被爆者援護制度の考え方と相容れないものであり、政府としては容認できるものではありません。』との内閣総理大臣談話を発表した。このように判決が確定しても、政府があくまで拘る「科学的な線量推計」とは何なのか、どのような役割を果たしたのかを、核兵器の開発や原子力開発の文脈から分析している。

向井均氏（広島市立大学・社会運動研究）による『「黒い雨」被爆者のたたかい』では、「黒い雨」被爆者のたたかいを4つの時期に分けて論じ、たたかいの絆余曲折の中で第一審、第二審で勝訴していったプロセスを論じている。この「黒い雨」被爆者の長期のたたかいは、単に自らの権利のためだけでなく、結局は低線量内部被ばくの危険を司法の場において証明するという大きな歴史的意義を持つものであった、とした。

竹森雅康氏（弁護士・「黒い雨」訴訟弁護団事務局長）による『「黒い雨」訴訟の審理経過と判決の内容及び意義について』では、訴訟に至る経緯、広島地裁と広島高裁における審理経過と判決内容について法律の専門家として詳論されており、「黒い雨」訴訟の全般的な意義について論じている。この中で重要なのは「最新の科学的知見により健康被害が生ずることを否定することができなくなった、つまり健康被害の可能性が生じたのであれば、被爆者認定して、健康診断・指導といった健康管理の対象とすることで、当該対象者の不安を一掃するような措置を講ずるべきである。」という判決の一節である。竹森氏は、「これこそが、原爆被害のみならず、福島第一原発被害も経験することになった我が国で、取り入れられるべき視座であり、さらには放射線被害のみならず、広く有害物質による公害被害のあるべき被害者救済を検討する際にも取り入れられるべき視座である。」と指摘している。

田村和之氏（広島大学・行政法）による『原爆「被爆者」の概念について』では、原爆医療法の制定以前から「黒い雨」訴訟に至る年月の中で被爆者の概念の変遷を克明に追い、「直接被爆者」、「入市被爆者」といった時と所在場所に基づいて類型化・限定されていた被爆者の概念の変更を指摘し、放射能影響被爆者こそが「被爆者」の基本概念であることを指摘している。つまり、外的な指標による被爆者定義のみにこだわるのではなく、個々の被爆者の声を聴き健康状態を診ることの重要性を説いている。

増田善信氏（元・気象庁気象研究所・気象学）による『「黒い雨」再調査と34年後の真実』では、広島原爆直後に降った「黒い雨」の降雨範囲（雨域）について論じている。最初に公表された「宇

田雨域」は、故・宇田道隆氏と当時の広島管区気象台の方々の1945年の原爆投下後12月までの先駆的な聞き取り調査に基づいて推定された雨域である。容易に想像できるように、当時の調査は甚大な戦災と極端な食糧難のもと、交通手段もなく自転車と徒歩での調査であり、限られたデータに基づいて作成されたものであった。そのような中で復元された宇田雨域は、増田氏が述べるように「気象学者の鑑」ともいるべき業績だが、限界があったことは否めない。宇田雨域の大震地区は「認定区域」内に位置することから、行政は「健康診断特例区域」として設定し、以後の健康手帳交付認定の基準とみなされた。しかし被害の実相は宇田雨域に必ずしも合致せず度々被爆者から訴えられ、増田善信氏は改めて当時の調査の原資料及び様々な記録や証言を見直して再調査を行ない、宇田資料170点に1,955点を加え「増田雨域」を作成した。そしてこの増田雨域が、裁判における被害の実相を検討するにあたっての科学的・合理的根拠となったのだった。その経緯と論争が克明に記述されている。

矢ヶ崎克馬氏（琉球大学・物性物理学）による『低空で水平に広がる円形原子雲－「黒い雨」雨域に放射能が運ばれたメカニズム－』は、原爆投下後に形成される原子雲の生成メカニズムと構造について述べている。「黒い雨」雨域の広さや移動等は基本的に低空に水平に広がる円形原子雲により説明可能とした。

大瀧慈氏（広島大学・統計学）による『「黒い雨」と放射線内部被曝』は、原爆「黒い雨」訴訟の判決により、「黒い雨」に遭遇することで放射性粉塵の体内摂取による内部被曝が原因で健康障害が発生した可能性が高いことが司法的に初めて認められた。この内部被曝・健康障害の発生について2008年に広島市が行ったアンケート調査結果にもとづき論じている。

最後に終章において、田村和之氏が原爆「黒い雨」訴訟の広島高裁判決確定を踏まえて、被爆者健康手帳交付行政の課題について述べている。訴訟に参加した厚生労働大臣及び敗訴した広島県と広島市は敗訴判決を受け入れたにもかかわらず判決の主旨を十分尊重しようとしない状況を厳しく批判する。広島原爆の「黒い雨」に遭い、現存す

るものの数は1万3千人と推定されているが、判決確定後2023年3月末までに3千8百人の原爆「黒い雨」被爆者に被爆者健康手帳が交付されていくのみである。

原爆「黒い雨」訴訟の以上のような経緯は、被害者救済や健康配慮に係る基準の設定とその運用について、反省を迫るものである。政府・行政による被害者認定のプロセスにおいて、固定的かつ厳格な基準を「公平性」や「科学的」との名の下で固執することが、現実に影響を受けている被害者の声や状況を軽視する結果を招くことを示している。行政の本来の責務は、被害者の支援である。被害者の健康を守るために解決策を得るために、地域指定や基準などの要件を機械的かつ頑なに捉えるのではなく、まずは実際の被害者の声や状況を優先する対応が求められるのではないか。そのために政府・行政は被害者との対話や彼らの声を政策決定プロセスに積極的に取り入れる参加型のアプローチが、より公正で包括的な解決策を見つける鍵となるであろうことを、今回の訴訟という事例を通じて示していると言えよう。また、より深い背景として唯一の被爆国でありながら核兵器禁止条約に背を向ける核抑止戦略擁護、人類史上最

悪とも言われる原発災害を起こしながら原発推進を今なお掲げる国の基本政策が横たわっている。

ところで、2023年9月「ノーモア・ミナマタ第二次近畿訴訟」で大阪地裁は水俣病被害者空際特別措置法から取り残された原告128人全員に有機水銀中毒の被害を認め（全面勝訴）、水俣病の患者として認定された。一歩前進である。しかし、水俣病問題はすでに60年前後の年月が経過し、一刻も早く実態に合った救済策を講じなければならぬのに、患者認定問題でまだ係争が起こらざるを得ない現実がある。不知火海一帯の全面的な疫学調査や健康調査はまだ一度も行われていないのだ。ここには、「黒い雨」訴訟で見られたのと同様の、地域指定や基準などの「公平」で「科学的」な外的要件を機械的に適用し、被害の実相に目を向けようとしないという「黒い雨」訴訟で断じられたことに通底する問題があるのではないか。

本書は、法律用語も多く難解な部分も含み、読み進めるには一定の努力が必要である。しかし、原爆被害や「黒い雨」、そして環境基準や健康影響基準といったものの持つ意味や政治性について関心を持たれる読者には、大変示唆に富む書である。

吉田充夫（一般社団法人国際環境協力ネットワーク）